

広島県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、三次市選挙管理委員会及び大崎上島町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十一年七月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 事 項		変 更 後	
名 称	所 在 地	事 項	所 在 地	名 称	所 在 地
中原コミュニティホーム	三次市十日市南六丁目一七番八号		所在地	三次市十日市南七丁目七番五三号	三次市十日市南七丁目七番五三号
和知コミュニティセンター	三次市和知町二一九五番地一		所在地	三次市和知町二二一四番地	三次市和知町二二一四番地
下地区自治交流センター	三次市作木町大津一四〇番地一		名称	作木下地区自治交流センター	作木下地区自治交流センター
上地区自治交流センター	三次市作木町香淀二五六番地一		名称	作木上地区自治交流センター	作木上地区自治交流センター
三次市B&G海洋センター	三次市吉舎町三玉五二二番地一		名称	三次市吉舎B&G海洋センター	三次市吉舎B&G海洋センター
下板木コミュニティセンター	三次市三和町下板木一番地一		所在地	三次市三和町羽出庭一番地一	三次市三和町羽出庭一番地一
大崎解放教育集会所	豊田郡大崎上島町中野五六一四番地二		所在地	豊田郡大崎上島町中野五七〇一番地六	豊田郡大崎上島町中野五七〇一番地六
原下集会所	豊田郡大崎上島町中野一六一二番地一		所在地	豊田郡大崎上島町中野一六二六番地一	豊田郡大崎上島町中野一六二六番地一
本郷老人集会所	豊田郡大崎上島町中野三八〇六番地一		所在地	豊田郡大崎上島町中野三八〇六番地二	豊田郡大崎上島町中野三八〇六番地二
大西老人集会所	豊田郡大崎上島町中野四五四二番地六		所在地	豊田郡大崎上島町中野四五四三番地六	豊田郡大崎上島町中野四五四三番地六
鯨崎役場出張所	豊田郡大崎上島町東野五四八二番地四		所在地	豊田郡大崎上島町東野五四八二番地二一	豊田郡大崎上島町東野五四八二番地二一
鯨崎老人集会所	豊田郡大崎上島町東野五四八二番地二		所在地	豊田郡大崎上島町東野五四八二番地一〇	豊田郡大崎上島町東野五四八二番地一〇
木江港交流倶楽部 かもめ館	豊田郡大崎上島町木江四一四一番地八		所在地	豊田郡大崎上島町木江四一四一番地八	豊田郡大崎上島町木江四一四一番地八
沖浦農業開発センター	豊田郡大崎上島町沖浦二七〇六番地一		所在地	豊田郡大崎上島町沖浦乙七〇六番地一	豊田郡大崎上島町沖浦乙七〇六番地一